

一般社団法人高槻市障害者福祉協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人高槻市障害者福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府高槻市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、障害がある者もない者も、市民として共に幸せに暮らせる社会の実現を願って、障害者の社会参加と自立を進め、障害者の権利と福祉を前進させることを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害福祉に関する調査及び研究
- (2) 障害福祉に関する広報活動
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 行政機関よりの委託事業の実施
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

第2章 社 員

(法人の構成)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 当法人の社員となろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(任意退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条 第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

- (3) 解散したとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度の終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時社員総会を必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の招集請求)

第14条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した社員は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第19条 当法人に、理事3名以上5名以内、監事1名の役員を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第37条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第39条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	山田 義昭
設立時理事	川上 栄子
設立時理事	清水 梅乃
設立時理事	佐藤 智昭
設立時代表理事	山田 義昭
設立時監事	生駒 嘉之

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第40条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	1	住 所	大阪府高槻市古曾部町2丁目19番8号
		氏 名	篠原 信次郎
	2	住 所	大阪府高槻市古曾部町2丁目6番1-113号
		氏 名	生駒 嘉之
	3	住 所	大阪府高槻市中川町2番2号
		氏 名	惣埜 百合子
	4	住 所	大阪府高槻市南芥川町23番5-201号
		氏 名	藤井 啓義
	5	住 所	大阪府高槻市春日町15番39号
		氏 名	伊藤 義治
	6	住 所	大阪府高槻市昭和台町2丁目10番28号
		氏 名	渥美 千尋
	7	住 所	大阪府高槻市宮田町1丁目12番7号
		氏 名	堀切 公代
	8	住 所	大阪府高槻市安岡寺町1丁目28番13号
		氏 名	齋藤 勇
	9	住 所	大阪府高槻市岡本町30番2号
		氏 名	牛畷 亮

(法令の準拠)

第41条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人高槻市障害者福祉協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年 1月 26日

設立時社員 篠原 信次郎

設立時社員 生駒 嘉之

設立時社員 惣埜 百合子

設立時社員 藤井 啓義

設立時社員 伊藤 義治

設立時社員 渥美 千尋

設立時社員 堀切 公代

設立時社員 齋藤 勇

設立時社員 牛瀧 亮

この定款は、 2017年1月26日から施行する。
2017年3月17日から施行する。(主たる事務所移転)